

【懲戒事案の要旨】

- 1 懲戒対象者
少年少女連盟及び中学連盟に所属する40代指導者
- 2 懲戒の内容
2年間の登録資格停止
- 3 懲戒処分の効力発生日
令和6年9月6日
- 4 懲戒の理由
 - ① 本協会倫理規程第4条(5)「暴力、各種ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等）、不合理な差別（人種、性別、障害の有無等）等の行為」違反
 - ② 本協会倫理規程第4条(4)「補助金、助成金、交付金等の不正な受給行為」違反
- 5 事案の概要
 - ① クラブ関係者を誹謗する発言をした行為
 - ② 指導者手当・交通費の不正受給行為